

2024年1月号

発行：建交労 No.238

岐阜農林建設連合支部

〒501-4234

郡上市八幡町五町1-4-15

電話 0575-67-1582

建交労 ひかい

すべての労災・職業病の根絶をめざす

新春のお喜びを申し上げます。
皆様のご健康とご繁栄を
お祈り申し上げます。

昨年の定期大会で、執行委員長に選出されました小北行雄です。大変な重責に身の引き締まる思いですが、これまで取り組まれた運動を継承し組合員の皆様とともに奮闘してまいります。

今年、補償の後退を許さない闘いに全力で取り組まなければならぬと思います。特にじん肺を取り巻く状況を注視していく必要があります。

国は「じん肺診査ハンドブック」の更新、若しくはこれに代わるテキストの作成を行うための委託研究を実施しました。「じん肺診査ハンドブック」は、じん肺法の根幹をなす重要なものです。もし、医学的な合意もないCT画像でじん肺か否かを判断するような

改悪がされれば、じん肺被災者の補償が大きく後退するとは必須です。

労災職業病被災者が、真に安心して暮らすためには、運動を継続することが大切です。組合員一人一人が我がこととして行動しなければ、これまで先人が血のにじむような闘いと運動で獲得した補償内容は守れません。

さて、一昨年2月に提訴したトンネルじん肺根絶第7陣訴訟は、昨年4月26日に和解が成立しました。提訴より1年2か月という短期間で勝利解決です。残す課題であるトンネルじん肺基金制度の創設に向けて全国の仲間とともに取り組みます。また、三井金属神岡鉱山じ

ん肺第3陣訴訟では、被告が医師意見書を提出し大きな山場を迎えています。尾形訴訟でも国は肺がんでのじん肺死を否定する意見書を出しました。こうした不当な主張を許さず勝利するためには、原告団を先頭に真つ向から闘うことが必要です。

組合員の皆様全員が行動していただくことこそ、わたしたちの要求を実現できる大きなパワーです。

新たな年を、補償の充実を求める要求実現の年と位置づけ運動を拡大しましょう！

執行委員長 小北 行雄



裁判傍聴応援をお願いします！

尾形行政訴訟

遺族補償年金の不支給決定取消を求める尾形さんの裁判は、これまで4回の弁論が行われました。

故尾形操さんは、神岡鉱山で働きじん肺に罹患しました。その後、原発性肺がんを発症。分子標的薬による治療を受けましたが、もともとじん肺には間質性肺炎の要因が潜在しているために、薬剤性間質性肺炎の副作用が出現しました。そのため治療を中断しなければなりません。肺がんはステージIVまで進行し肺炎で死亡されました。

国は労災協力医である長良医療センターの加藤達雄医師の意見書を提出しました。加藤医師は「尾形さん

の死亡前のじん肺の状態は安定していた。肺がんの進行も緩やか。じん肺、肺がんは直接死因である肺炎への関与は少ない。」と述べています。

肺がんなどの悪性疾患の末期は、全身状態が悪く感染症を発症しやすくなります。ステージIVの肺がん患者のほとんどが感染症を発症するという文献もあります。原告側の意見書を書いていた水嶋潔医師は、肺がんの影響で、健康状態の悪化とこれに伴う身体の衰弱が誤嚥性肺炎の原因と述べられています。

原告弁護士は、水嶋医師に被告の意見書を見ていただき再反論の検討。裁判は大きな山場を迎えます。

神岡鉱山じん肺第3陣訴訟
神岡鉱山じん肺第3陣訴訟は、昨年11月29日に第9回の弁論が開廷しました。被告弁護士は、2月9日までに医師意見書を提出すると回答しました。

先に争われた第2陣訴訟では、じん肺管理区分決定には高度の信用性があると名古屋高裁判決が確定しています。司法判断が確定しているにもかかわらず、第3陣訴訟でも1陣、2陣同様、じん肺罹患を争うという被告の姿勢は裁判の引き延ばしとしか思えません。

被告は、どのような医師意見書を提出してくるのか、第3陣訴訟の闘いも重要な局面を迎えることとなります。

尾形行政訴訟

1月22日(月) 午後1時30分～

神岡鉱山じん肺第3陣訴訟

2月28日(水) 午後2時～

※いずれも開始30分前に岐阜地方裁判所1階ロビーに集合してください。

【知識は力！ 学んでみよう！】

傷病補償年金について

組合員のみなさんのほとんどの方が、労災の休業補償給付を受給されています。傷病により長期の療養が必要になると、休業補償給付から傷病補償年金に移行します。

傷病補償年金は、療養の開始後1年6ヶ月を経過しても傷病が治らず、しかもその障害の程度が所定の程度である労働者に対して、保険者である政府の決定により行われます。

療養の開始から1年6ヶ月が経過しますと、傷病の報告書を提出します。それにより、傷病補償年金に移行するのかこれまでどおり休業補償給付を継続するのか決定されます。

傷病補償年金が支給される要件

- 1、じん肺が治っていないこと。
- 2、じん肺による障害の程度が労働省令で定める傷病等級に該当すること。

| 等級 | 給付の内容 | 傷病の状態 |
|-----|------------------|---------------------------|
| 第1級 | 給付基礎日額の 313日分 | 前後省略 常時介護を要するもの |
| 第2級 | 給付基礎日額の 277日分 | 前後省略 随時介護を要するもの |
| 第3級 | 給付基礎日額の 245日分 | 前後省略 常に労務に服することができないもの |

傷病年金が決定すると傷病等級に応じて、労働福祉事業の傷病特別支給金制度により次の額が支給されます。

| 傷病等級 | 額 |
|------|-------|
| 第1級 | 114万円 |
| 第2級 | 107万円 |
| 第3級 | 100万円 |

2023年12月の活動報告

経過

- 12/6 尾形訴訟 医師打ち合わせ @リモート参加
 12/8 検査付添 @光陽クリニック
 12/14 第2回執行委員会
 12/15 神岡じん肺訴訟 弁護士会議 @リモート参加
 12/18 主治医面談(労災申請中の件) @東濃厚生病院
 12/19 労災申請中の件について問い合わせ @岐阜労働基準監督署
 12/21 新規検査 難聴 @ひらまつ耳鼻咽喉科

2024年1月の予定

予定

- 1/14 県本部旗開き 午前10時～午後3時 @虹の家
 1/19 神岡じん肺訴訟 闘争本部会議 @郡上市文化センター
 1/22 尾形行政訴訟 午後1時30分～ @岐阜地方裁判所
 1/30 新規検査(東濃分会 長江さん) @県立多治見病院
 1/31 神岡じん肺訴訟 弁護士会議 @リモート参加

事務所の年末年始のお休みは12月29日から1月4日までです。

ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

緊急連絡先 兼山 090-1753-9645 畑中 090-7952-3788

編集後記

岐阜県内のスパ―等に無料で置かれている「岐阜#美女図鑑」。今度は「岐阜#ねこ図鑑」を発売すると新聞で見た。娘に話したら応募するとう。600件以上の応募があったそう。10匹程度を選んで掲載するらしい。端から無理だと忘れていたら、なんとモモタが選ばれたと連絡がきた！えっ、うそ。何でこんなおっさん猫を選んだのかしらん。その謎はすぐに解けた。「外遊びをするネコちゃんも掲載したいのです。特にお父さんと畑に行くところを撮影したい。」そうだ。

撮影当日、カメラマンさんほか総勢4名のみなさんがお見えになった。さっそくモモタと鋤を持たされた夫は、自宅裏の畑でスタンバイ。撮影開始となる予定だった。ところが、知らない人に注目されたモモタは野良ちゃんのように耳を伏せてすごい勢いで逃げ去った。隣家の軒下に逃げ込んだのを、夫とわたしでおやつ片手に説得にあたる。猫ですもの、聞くわけがない。カメラマンさんにも申し訳ないし、老夫婦で猫を追って走りまわった。「亜季が応募なんかするもんでいかなのや。」と汗だくの夫は怒りだした。

それでもなんとか撮影は終わった。優雅な猫ちゃんに交じって我が家のしよぼさが一層目立つ図鑑が12月に発売されました。「岐阜#ねこ図鑑」があったらご覧くださいませ。